

## 美郷町建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札実施要綱の運用について

### 第3条関係

公告に当たっては、別に定める公告文例を参考として次の事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札参加資格
- (3) 入札参加資格確認申請書、入札書等の提出
- (4) 設計図書等に関する閲覧、質問及び回答
- (5) 入札保証金及び契約保証金
- (6) 入札の場所及び日時等
- (7) 落札者の決定方法
- (8) 入札の無効
- (9) その他必要な事項
- (10) 問い合わせ先

### 第7条関係

- 1 同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格及び経歴の提出を求めるのは、それぞれ同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格及び経歴を入札参加資格要件としている場合とする。
- 2 技術者保有数を要件とする測量業務において、確認申請書等の提出から落札決定までの間に技術者数の変動があった場合は、原因が生じた場合に限り入札参加資格要件の適否の対象とするものとする。

### 第11条関係

- 1 入札執行者は、落札候補者の入札参加資格の有無について、資格審査表を用いて決定する。
- 2 入札参加資格における各要件を満たしているか否かについては、別に定めのあるもの及び次に定めるものを除いて、入札の日を基準として判断するものとする。
  - (1) 配置予定技術者については、契約締結の予定日を基準として、当該期日から当該技術者を配置できるか否かにより判断する。
  - (2) 測量業務における技術者保有数については確認申請書等の提出の日を基準とする。
- 3 同種又は類似業務の実績及び配置予定技術者の資格・業務経歴の確認に当たっては、提出された確認資料の不備・不足により当該資料だけでは資格の有無が判断できない場合にあっては、追加資料の提出を求める等により実質的に資格を有するか否かを確認するものとする（資料の不備等をもって直ちに資格なしとする扱いはしないこと。）この場合、当該落札候補者に対しては、厳重注意の上、次回以降も不備・不足等があったとき

は、指名停止等のペナルティがあり得ることを教示し、注意を喚起するものとする。

- 4 確認申請書等に記載された技術者が他の町発注業務においても配置予定技術者とされている場合にあつては、重複して落札決定することのないよう留意するものとする。この場合において、複数の業務について落札候補者となり、かつ確認資料において入札参加資格を有することが確認されたときは、開札時刻の早い入札において落札者とするものとする。

#### 第12条関係

落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合における資格確認結果通知書については、ファクシミリにより速やかに当該落札候補者に通知するとともに、電話等の方法によりファクシミリが受理されたことを確認するものとする。

#### 附 則

- 1 この運用は、平成23年9月1日から施行する。